

《原則 1》	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、経営規範として以下を制定しております。 ・会計監査制度が資本市場の信頼性の基礎となる重要な機能を構成していることの認識と責任の自覚 ・個々の公認会計士の能力向上とその発揮に資する組織環境の整備 ・職業的懐疑心を軸とした品質管理を優先する組織風土の醸成
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	指針 1-1 をご参照ください。
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人は、社員及び専門要員の評価において、品質管理を優先することへの動機付けを行い、評価プロセスの重要な要素としています。一方で、専門要員の業務経歴も多様なことから、幅広い監査アプローチの価値観を認め、構成員の貢献を積極的に引き出すことも心掛けております。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は、その出自から様々な経歴を持った公認会計士で構成されております。大手監査法人の出身者や事業会社の経験者も社員・専門要員を問わず多数おり、様々なレベルのネットワークを法人としてのリソースとして活用することとしています。こうした多様な経歴をもつ構成者同士がコミュニケーションを取ることが、開放的な組織文化・風土の醸成に繋がると考えています。
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当法人は、定款に監査業務のほか MA における財務調査や企業価値評価業務をその目的に加えておりますが、最近 7 年間でも数例の実績がある程度で、監査・保証業務が業務の殆どを占めております。 一方、当法人の専門要員には業務に支障が無い範囲での兼業を認めており、非監査業務を通じた能力・経験の獲得を推奨しております。個々の専門要員の独立性の確保にも意義があるとの立場です。 さらに、監査の現場における専門性のある分野への知見の活用も法人のリソースとして整備しております。
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人は、グローバルネットワークに加盟していないため、該当ありません。

《原則 2》	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み

指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、全社員が出席する総社員総会において、経営や業務の重要案件の討議をおこなっておりますが、日常的な意思決定の場としての代表社員会を別途設置しております。代表社員会は毎月開催のほか、臨時的な事案に対応して随時開催することとしております。
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
①	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	代表社員の中から選出される統括代表社員と品質管理責任者は、共同して品質管理の整備・運営に責任を有しています。品質管理責任者の下には、指定範囲に関する責任を有した品質管理委員を置き、役割の分担を図っております。統括代表社員と品質管理責任者は各品質管理委員からのフィードバックを元にさらなる改善を行うこととしております。
②	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	品質管理委員の中に不正リスク担当委員を置き、各業務をレビューまたは指導する機能を設けており、業務全体としての品質の分析や底上げを図っております。
③	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	当法人は、専門要員に対して年間の研修スケジュールを策定し、また、個別に履修すべき研修プログラムを選定して履修を促しております。履修促進については、一定のインセンティブを付与し、研修への参加を引き出すよう制度を整備しております。専門要員の育成については、監査の現場における業務と研修に対する姿勢などを総合的に評価する方針にしております。
④	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	監査調書の電子保存へ移行したほか、監査業務の効率化及び法人内のコミュニケーションを充実させるためのグループウェアの段階的な導入を行っております。今後も、外部のサービス・プロバイダーとの契約・提携により、IT 基盤の充実を図ってまいります。
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	社員で構成する会議体のメンバーは一定の期間毎に、その成果を目的に照らして相互評価する仕組みとしており、組織的な法人運営のための機能の確保に努めております。

《原則 3》	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は、社員 10 名未満で構成されている小規模監査法人であり、代表社員会や総社員総会の機関により相互に牽制機能を持ち、現体制により実効的な組織運営が可能と考えております。よって、第三者を含む監督評価機関を設置する必要が低いと判断していましたが、昨今の法令等の改正の趣旨を踏まえて、独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する第三者の知見を活用することとし、現在、候補者の検討を行っています。

指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	指針 3-1 をご参照ください。
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	指針 3-1 をご参照ください。
①	経営機能の実効性向上に資する助言・提言	
②	組織的な運営の実効性に関する評価への関与	
③	経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	
④	法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	
⑤	内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	
⑥	被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	指針 3-1 をご参照ください。

《原則 4》	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は小規模であり、全ての社員が監査業務に関与しているため、代表社員会等での意思決定を各監査業務チームと共有することに時間の乖離はありません。また、逆に監査チームごとの討議の結果を代表社員会等にフィードバックさせることも積極的に行っており、監査品質の向上に向けた議論を常に行っております。
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人は、専門要員に対して年間の研修スケジュールを策定し、また、個別に履修すべき研修プログラムを選定して履修を促しております。履修促進については一定のインセンティブを付与し、研修への参加を引き出すよう制度を整備しております。 研修プログラムの内容には、倫理規則や品質管理レビュー事例集を含み、職業的懐疑心の発揮につながるよう企画しております。
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
①	法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に	当法人は小規模なため、組織としてフラットな階層になっ

	発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	ております。また、業務数も限られているため、全ての業務の責任者に社員会等の構成員を配しております。こうした業務責任者がチームの専門要員と日常的にコミュニケーションを取ることで、法人全体として職業的懐疑心の共有に努めております。
②	法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	当法人の専門要員は全て公認会計士の資格を有する者であり、且つ殆どの者は監査経験が7年以上となっております。また、MA や株式公開指導、資産税の税務代理など、非監査業務においても幅広い経験を有する者により構成されております。
③	法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	当法人の専門要員には業務に支障が無い範囲での兼業を認めており、非監査業務を通じた能力・経験の獲得を推奨しております。
④	法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	さらに、監査の現場における専門性のある分野への知見の活用も法人のリソースとして整備しております。
指針 4-4		当法人は、被監査会社とのコミュニケーションとして、経営者とのディスカッションや監査役とのミーティングを定期的に行うことを義務付けており、被監査会社の深度ある情報の入手や監査リスクの共有に努めております。 また、監査の現場においては、管理責任者等と日常的に情報の共有や意見交換を行い、被監査会社の組織の細部に亘るリスクの吸い上げを行っております。
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人は、不服と疑義の申立てに関する規程やフォームを整備し、法人内部への通報制度を整備しております。また、ホームページに【Hotline】のページを設置し、外部からの通報窓口として、広く情報の提供を呼びかけております。

《原則 5》	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	本ガバナンス・コードへの取組み状況を当法人ホームページで公表してまいります。また、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を、定期的に公表してまいります。
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	当監査法人は小規模であり、また、その内在する資源も豊富であるとは認識しておりません。したがって、品質管理、ガバナンス、IT、業務資源のいずれについても、積極的に外部リソースとの接触・取り込みを進め、小規模ながらも一定の品質を確保した態勢を備えるよう継続的な努力を行ってまいります。
①	会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	
②	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	
③	監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	
④	監査法人における品質管理システムの状況	
⑤	経営機関等の構成や役割	

⑥	監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	
⑦	法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	
⑧	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	
⑨	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	
⑩	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	
⑪	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	
⑫	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	
指針 5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
①	グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	当法人はグローバルネットワークに加盟していないため、該当ありません。
②	グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	
③	会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
④	会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人は、被監査会社とのコミュニケーションにおいて、当法人の品質管理システムのご説明を通して、品質管理の向上へ向けた取組やその成果の意見交換を行っております。今後設置の予定である独立性を有する第三者機関とも有益な意見交換を通して、公益性を高める努力を継続してまいります。
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人では、ガバナンス・コードの適用状況及び品質管理システムの整備運用状況の評価や監査業務の定期的検証により監査品質の向上に向けた取組の実効性を定期的に評価しております。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人は、本原則の適用状況も含め、HP 等に寄せられたご意見等に真摯に対応し、当法人の組織や態勢の改善に取り組んでまいります。